

70歳以上の皆さまへ

平成29年8月から、高額療養費の上限額が変わります

(※) 65歳以上70歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入された方を含みます。



高額療養費制度とは、

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

		平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	《課税所得》 145万円以上の方	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円(※2))	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円(※2))
一般	《課税所得》 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 (多数回44,400円(※2))
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまへ

平成29年10月から、光熱水費の負担が変わります

ご負担いただく【1日当たりの光熱水費】

医療療養病床に入院している65歳以上の方	現在(平成29年9月まで)	平成29年10月~平成30年3月	平成30年4月~
● 医療の必要性の低い方	320円	370円	370円
● 医療の必要性の高い方(指定難病の方以外)	0円	200円	370円
● 指定難病の方 ● 老齢福祉年金受給者	0円	0円	0円

- ◆平成29年10月から、医療療養病床に入院している65歳以上の皆さまの光熱水費をご負担額を上表のように見直します。
- ◆この見直しは、在宅療養や介護保険施設に入所する方には、現在すでに1日370円の光熱水費をご負担いただいていることを踏まえたものです。そのため、上表のように段階的に変更し、1日370円の光熱水費のご負担をお願いすることとなります。
- ◆ただし、指定難病の方・老齢福祉年金受給者については、引き続き負担を求めません。
- ※今回の光熱水費の見直しは、一般病床・精神病床等に入院されている方は対象外です。

75歳以上(※)の皆さまへ

平成29年4月から、医療保険料の軽減率が変わります

(※) 65歳以上75歳未満で障害認定を受け、後期高齢者医療保険に加入された方を含みます。



75歳以上(※)の方の保険料は、

- ①年収に応じて納めていただく部分(所得割)と、
- ②全員に納めていただく定額部分(均等割)があります。

平成29年4月から、75歳以上(※)の方の保険料が下のように変わります。

1 所得割の額が変わる方 ▶▶▶ 年収約153万円~約211万円の方

平成28年度までの所得割は、特例的に5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減になります。(均等割の定額部分は変わりません)



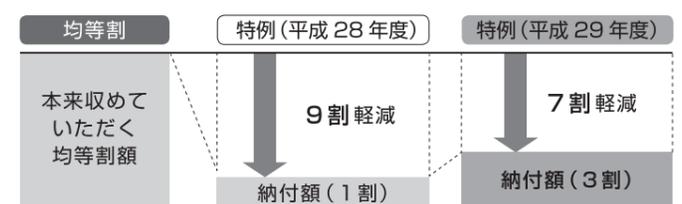
2 均等割の額が変わる方 ▶▶▶ 元被扶養者で、特定の要件に該当する方

元被扶養者とは 後期高齢者医療保険に加入する前日に、ご家族の会社の健康保険などで被扶養者だった方

特定の要件の例 単身の方であれば、年金収入が168万円を超える方など
75歳以上の夫婦2人世帯であれば、一方の年金収入が168万円を超える場合など

平成28年度までの均等割は、特例的に9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減になります。

※ただし、元被扶養者であっても、世帯の所得が低い方は、均等割の軽減(9割軽減、8.5割軽減)が受けられません。



保険料を年金からの引き落としで納めている皆さま

年金からの引き落としの場合、前半(4月・6月・8月)の保険料は前年度と同じ額を引き落とし、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。そのため平成28年度よりも平成29年度の保険料額が増えますが、実際に引き落とし額が増えるのは、10月からです。
※引き落とし額の間違ひではありませんので、ご注意ください。

【引き落とし額の例】元被扶養者に該当する方の場合

●平成28年度の保険料額 年額 4,530円
700円 700円 700円 830円 800円 800円
●平成29年度の保険料額 年額 13,590円
800円 800円 800円 3,790円 3,700円 3,700円
4月 6月 8月 10月 12月 2月

※実際の金額は、都道府県ごとに異なります。

お問い合わせはこちらまで

- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村の後期高齢者担当窓口

厚生労働省 高齢者医療制度 検索
※保険料・高額療養費の詳細については、こちらからも確認できます

